２．権利の変更及び弁済方法

更生計画認可決定日から３か月後の応当日（３か月後の応当日がないときは、その月の末日）までに、別表８－３記載の確定更生担保権額を一括弁済する。

第４　リースにかかる更生担保権の権利変更及び弁済方法

１．確定債権

会　社　名	件　数	確定更生担保権額	別　表
太平洋クラブ	２件	3,300,000円	別表８－４

２．権利の変更及び弁済方法

更生計画認可決定日から３か月後の応当日（３か月後の応当日がないときは、その月の末日）までに、別表８－４記載の確定更生担保権額を一括弁済する。

第３節　優先的更生債権

第１　公租公課

１．確定債権

会　社　名	件　数	確定更生債権額	別　表
太平洋クラブ	７件	44,249,000円及び額未定	別表９－１
太平洋ゴルフサービス	１件	8,625,000円	
太平洋アリエス	５件	32,268,600円及び額未定	
太平洋ヒルクレスト	１件	3,306,000円及び額未定	
太平洋ティ・ケー・エス	１件	2,989,000円及び額未定	
太平洋トリアス	１件	7,952,000円及び額未定	

２．権利の変更及び納付方法

①　別表９－１記載の公租公課のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日(但し、その日までに更生計画認可決定があるときはその決定日)までの間に生じた延滞税等(租税等の請求権にかかる延滞税、利子税及び延滞金をいう。以下同じ。)及び更生計画認可決定の日以降完納に至るまでの間に生じた延滞税等は、免除効力発生日にその全額の免除を受ける。

②　更生計画認可決定日から３か月後の応当日（３か月後の応当日がないときは、その月の末日）までに、別表９－１記載の納付額を納付する。

第２　労働債権

１．確定債権

会　社　名	件　数	確定更生債権額	別　表
太平洋ゴルフサービス	５件	4,195,142円	別表９－２

２．権利の変更及び弁済方法

更生計画認可決定日から３か月後の応当日（３か月後の応当日がないときは、その月の末日）までに、別表９－２記載の確定債権額を一括弁済する。なお、更生計画認可決定までに、自己都合により退職した従業員（定年退職者を含む）が、会社更生法第140条第２項の規定に基づいて有効に届出をした退職金債権については、当該債権が確定したときに同様とする。

第４節　一般更生債権

第１　確定債権

１．太平洋クラブ

種　　類	件　数	確定更生債権額（※）	別　表
会員権債権（預託金債権・優先的施設利用権）	19,092件	66,696,183,421円及び額未定	別表10－１乃至10－４
その他一般更生債権	837件	58,856,052,889円及び額未定	別表10－５乃至10－７、別表16
合　　計	19,929件	125,552,236,310円及び額未定	

（※）確定更生債権額は、第３章第１節記載の重複債権処理前の金額である。

２．太平洋クラブ以外の更生会社５社

会　社　名	件　数	確定更生債権額（※）	別　表
太平洋ゴルフサービス	151件	704,629,644円及び額未定	別表10－５別表10－７別表16
太平洋アリエス	３件	55,163,991,255円及び額未定	
太平洋ヒルクレスト	４件	1,958,161,909円及び額未定	
太平洋ティ・ケー・エス	２件	7,307,019,532円及び額未定	
太平洋トリアス	５件	2,519,067,454円及び額未定	

（※）確定更生債権額は、第３章第１節記載の重複債権処理前の金額である。

第２　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

１．会員権債権

⑴　預託金債権（会員（太平洋クラブに対し、優先的施設利用権（会員種別に応じて、太平洋クラブグループ（更生会社６社、三笠観光開発株式会社、太平洋ゴルフサポート株式会社及び太平洋ゴルフスクエア株式会社をいう。)保有の各ゴルフコースにて、一般利用者に比した優待的利用料金の設定や優先的予約権、その他会員向けの各種サービスを受けることができる権利（一部の会員種別に認められている相続性・譲渡性を含む）をいう。以下同じ。)を有する全ての者をいう。以下同じ。)又は会員であった者が、太平洋クラブに対して有する預託金（入会預託金・会員資格保証金及び名称の如何を問わず会員債権者が会員権に基づき太平洋クラブに預託した金員)返還請求権をいう。以下同じ。)

ア　会員債権者（優先的施設利用権を有し、かつ預託金債権を有する会員であって、預託金債権につき一切弁済を受けていない者（別表10－１のうち確定更生債権額の元本が「０」円以外の者をいう。以下同じ。)

会員債権者は、選択期間（会員債権者が、預託金債権の権利変更及び弁済方法を選択する期間をいい、具体的には、更生計画認可決定日から２か月後の応当日（２か月後の応当日がないときは、その月の末日）までの期間をいう。以下同じ。)内に、下記(i)乃至(iii)に従い、いずれかの権利変更及び弁済方法を選択し、管財人の指定する様式により書面で通知する。当該通知がない場合、当該会員債権者は、下記(i)を選択したものとみなす。なお、会員債権者のうち、更生計画認可決定日の前日までに退会の意思表示をしたが、預託金債権につき一切弁済を受けていない会員が、(ii)又は(iii)を選択した場合、従前の退会の意思表示は撤回されたものとみなす。